

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(改正 令和元年 6 月 26 日)

1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化

3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年 6 月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時

に協議会を開催することができる。

- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないとして協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構 地方事務所
茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練室長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練室長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練室長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練室長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練室長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川労働局労働基準部監督課長 神奈川労働局職業安定部訓練室長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練室長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練室長	東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門 首席審査官	関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長 北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長	関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長	関東地方整備局建設部建設産業第一課長 北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長	関東運輸局自動車技術安全部整備課長 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部生活安全捜査課長 長野県警察本部生活環境課長 茨城県産業戦略部労働政策課長 栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部産業人材育成課長 千葉県商工労働部産業人材課長	東京事務所長 水戸支所長 長野支所長

長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練室長							東京都産業労働局雇用就業部能力 開発課長神奈川県産業労働局労働 部産業人材課長 新潟県産業労働部労政雇用課長 山梨県産業労働部産業人材育成課 長 長野県産業労働部労働雇用課長	
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

令和元年6月26日
厚生労働省 労働局(関東地区)

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約146万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。【 】は関東地区

①就労目的で在留が認められる者 約27.7万人【約17.9万人】

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約49.6万人【約25.2万人】

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約30.8万人【約8.9万人】

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約3.6万人【約2.1万人】

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約34.4万人【約22.3万人】

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出（平成30年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

都・県	外国人労働者数 (構成比)	①就労目的で 在留が認められる者 (構成比)	②身分に基づき 在留する者 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④特定活動 (構成比)	⑤資格外活動 (構成比)	⑥不明
茨城	35,062 (2.4)	3,768 (1.4)	14,089 (2.8)	13,174 (4.3)	1,206 (3.4)	2,822 (0.8)	3
栃木	24,016 (1.6)	2,195 (0.8)	11,184 (2.3)	6,724 (2.2)	1,795 (5.0)	2,118 (0.6)	0
群馬	34,526 (2.4)	3,273 (1.2)	17,665 (3.6)	8,201 (2.7)	2,569 (7.2)	2,817 (0.8)	1
埼玉	65,290 (4.5)	7,387 (2.7)	27,692 (5.6)	13,150 (4.3)	1,619 (4.5)	15,435 (4.5)	7
千葉	54,492 (3.7)	6,441 (2.3)	18,042 (3.6)	11,988 (3.9)	1,233 (3.5)	16,786 (4.9)	2
東京	438,775 (30.0)	135,867 (49.1)	112,208 (22.6)	15,182 (4.9)	10,354 (29.1)	165,124 (48.0)	40
神奈川	79,223 (5.4)	16,893 (6.1)	36,308 (7.3)	9,776 (3.2)	1,752 (4.9)	14,464 (4.2)	30
新潟	8,918 (0.6)	1,130 (0.4)	2,663 (0.5)	3,282 (1.1)	217 (0.6)	1,626 (0.5)	0
山梨	6,910 (0.5)	860 (0.3)	4,014 (0.8)	1,432 (0.5)	95 (0.3)	508 (0.1)	1
長野	17,923 (1.2)	1,501 (0.5)	8,629 (1.7)	6,357 (2.1)	265 (0.7)	1,171 (0.3)	0
関東計	765,135 (52.4)	179,315 (64.8)	252,494 (50.9)	89,266 (28.9)	21,105 (59.3)	222,871 (64.8)	84
全国	1,460,463 (100.0)	276,770 (100.0)	495,668 (100.0)	308,489 (100.0)	35,615 (100.0)	343,791 (100.0)	130

※外国人雇用状況の届出(平成30年10月末現在)による。

技能実習 対前年増減状況

	全国	関東計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野
平成30年10月末現在	308,489	89,266	13,174	6,724	8,201	13,150	11,988	15,182	9,776	3,282	1,432	6,357
前年同期比(%)	19.7	23.6	16.0	29.0	21.1	24.7	23.0	27.6	27.4	26.7	13.6	22.8
平成29年10月末現在	257,788	72,238	11,358	5,214	6,774	10,543	9,747	11,900	7,673	2,591	1,261	5,177
前年同期比(%)	22.1	24.1	14.4	27.9	21.8	30.3	24.6	31.9	28.7	19.8	26.0	12.4
平成28年10月末現在	211,108	58,222	9,924	4,077	5,560	8,089	7,823	9,022	5,960	2,162	1,001	4,604

※外国人雇用状況の届出による。

【国籍別】技能実習生数（関東地区都県別状況）

都・県	総計	中国	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	インドネシア	ブラジル	ペルー	その他
茨城	13,174	4,515	14	1,249	3,700	6	1,997	1	1	1,691
栃木	6,724	1,792	0	1,066	2,868	19	630	0	0	349
群馬	8,201	2,527	5	712	3,403	8	821	3	0	722
埼玉	13,150	2,838	6	1,334	6,299	16	1,550	2	1	1,104
千葉	11,988	3,475	5	963	5,396	23	835	1	0	1,290
東京	15,182	2,992	4	1,798	7,873	27	1,290	8	0	1,190
神奈川	9,776	1,772	2	862	4,771	8	1,276	0	0	1,085
新潟	3,282	1,000	1	361	1,428	53	234	2	0	203
山梨	1,432	246	0	232	734	0	101	11	0	108
長野	6,357	1,830	0	976	2,426	3	712	0	0	410
関東計	89,266	22,987	37	9,553	38,898	163	9,446	28	2	8,152
全国	308,489	84,063	85	29,875	142,883	399	24,935	105	54	26,090

都・県	総計	1位	2位	3位	4位	5位	6位
茨城	13,174	中国	ベトナム	インドネシア	フィリピン	タイ	カンボジア
		4,515	3,700	1,997	1,249	593	466
栃木	6,724	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア
		2,868	1,792	1,066	630	177	95
群馬	8,201	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ	ミャンマー
		3,403	2,527	821	712	335	171
埼玉	13,150	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ	ミャンマー
		6,299	2,838	1,550	1,334	480	188
千葉	11,988	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	ミャンマー
		5,396	3,475	963	835	686	213
東京	15,182	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	タイ
		7,873	2,992	1,798	1,290	430	370
神奈川	9,776	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ	ミャンマー
		4,771	1,772	1,276	862	582	179
新潟	3,282	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	タイ
		1,428	1,000	361	234	84	63
山梨	1,432	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	ミャンマー
		734	246	232	101	53	44
長野	6,357	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア
		2,426	1,830	976	712	160	133

※外国人雇用状況の届出(平成30年10月末現在)による。

【産業別】技能実習生数（関東地区都県別状況）

都・県	全産業計	うち農業・林業	うち建設業	うち製造業	うち情報通信業	うち卸売業・小売業	うち宿泊業・飲食サービス業	うち教育・学習支援業	うちサービス業（他に分類されないもの）
茨城	13,174	6,192	916	5,275	0	362	3	1	133
栃木	6,724	687	490	4,746	0	242	19	0	296
群馬	8,201	1,052	656	5,578	3	479	44	0	218
埼玉	13,150	393	4,265	6,564	13	790	63	3	260
千葉	11,988	1,675	2,870	5,038	17	1,084	68	4	376
東京	15,182	12	6,476	3,894	82	1,828	320	1	839
神奈川	9,776	109	3,540	4,486	0	567	32	1	333
新潟	3,282	41	447	2,362	8	338	9	1	34
山梨	1,432	67	179	957	0	67	5	0	43
長野	6,357	1,676	378	4,003	6	127	18	1	94
関東計	89,266	11,904	20,217	42,903	129	5,884	581	12	2,626
全国	308,489	27,925	45,990	186,163	190	21,085	2,427	68	8,169

都・県	総計	1位	2位	3位	4位	5位	6位
茨城	13,174	農業・林業 6,192	製造業 5,275	建設業 916	卸売業 小売業 362	サービス業 （他に分類され ないもの） 133	運輸業 郵便業 108
栃木	6,724	製造業 4,746	農業・林業 687	建設業 490	サービス業 （他に分類され ないもの） 296	卸売業 小売業 242	運輸業 郵便業 84
群馬	8,201	製造業 5,578	農業・林業 1,052	建設業 656	卸売業 小売業 479	サービス業 （他に分類され ないもの） 218	運輸業 郵便業 127
埼玉	13,150	製造業 6,564	建設業 4,265	卸売業 小売業 790	農業・林業 393	運輸業 郵便業 349	サービス業 （他に分類され ないもの） 260
千葉	11,988	製造業 5,038	建設業 2,870	農業・林業 1,675	卸売業 小売業 1,084	サービス業 （他に分類され ないもの） 376	運輸業 郵便業 347
東京	15,182	建設業 6,476	製造業 3,894	卸売業 小売業 1,828	サービス業 （他に分類され ないもの） 839	運輸業 郵便業 802	不動産業、 物品賃貸業 他 436
神奈川	9,776	製造業 4,486	建設業 3,540	卸売業 小売業 567	サービス業 （他に分類され ないもの） 333	学術研究、 専門、技術 サービス 325	運輸業 郵便業 138
新潟	3,282	製造業 2,362	建設業 447	卸売業 小売業 338	農業・林業 41	サービス業 （他に分類され ないもの） 34	生活関連 サービス業、 娯楽業 21
山梨	1,432	製造業 957	建設業 179	運輸業 郵便業 84	農業・林業 67	卸売業 小売業 67	サービス業 （他に分類され ないもの） 43
長野	6,357	製造業 4,003	農業・林業 1,676	建設業 378	卸売業 小売業 127	サービス業 （他に分類され ないもの） 94	運輸業 郵便業 32

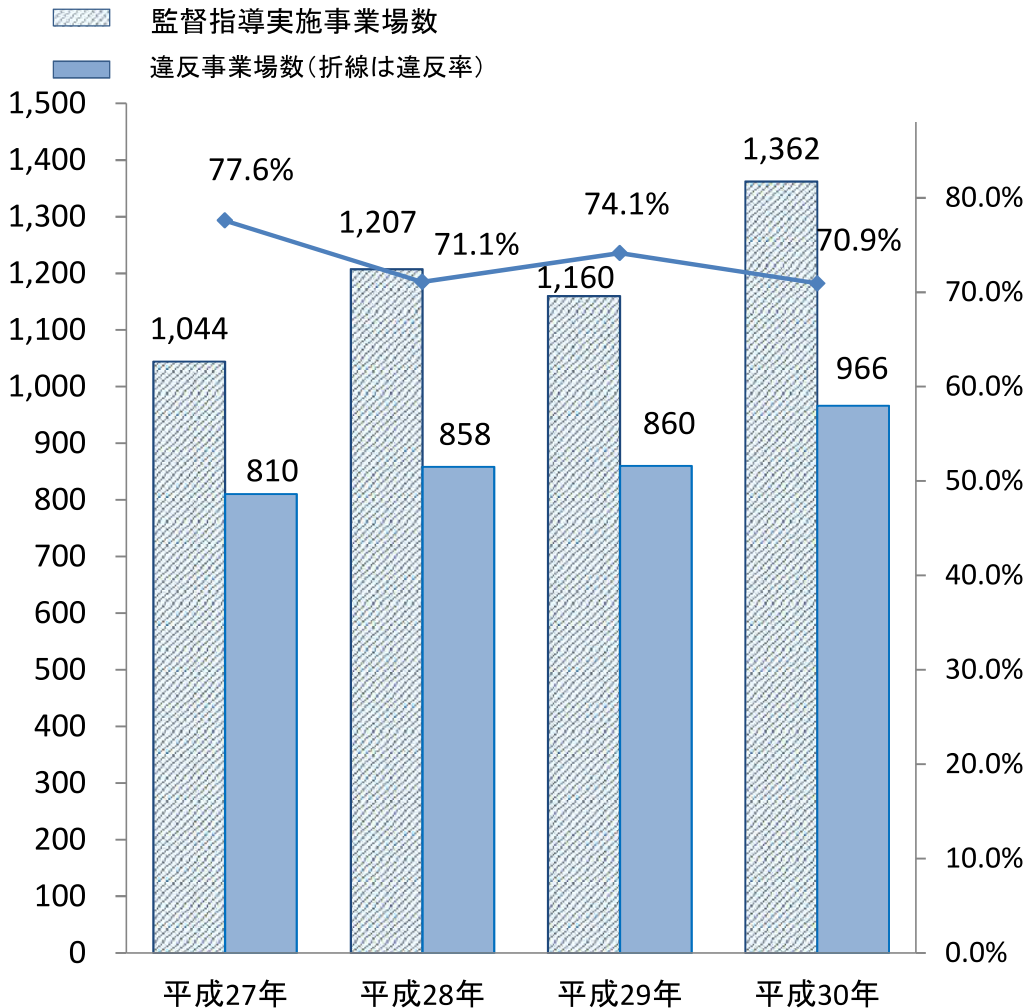
※外国人雇用状況の届出（平成30年10月末現在）による。

2.外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(平成30年)

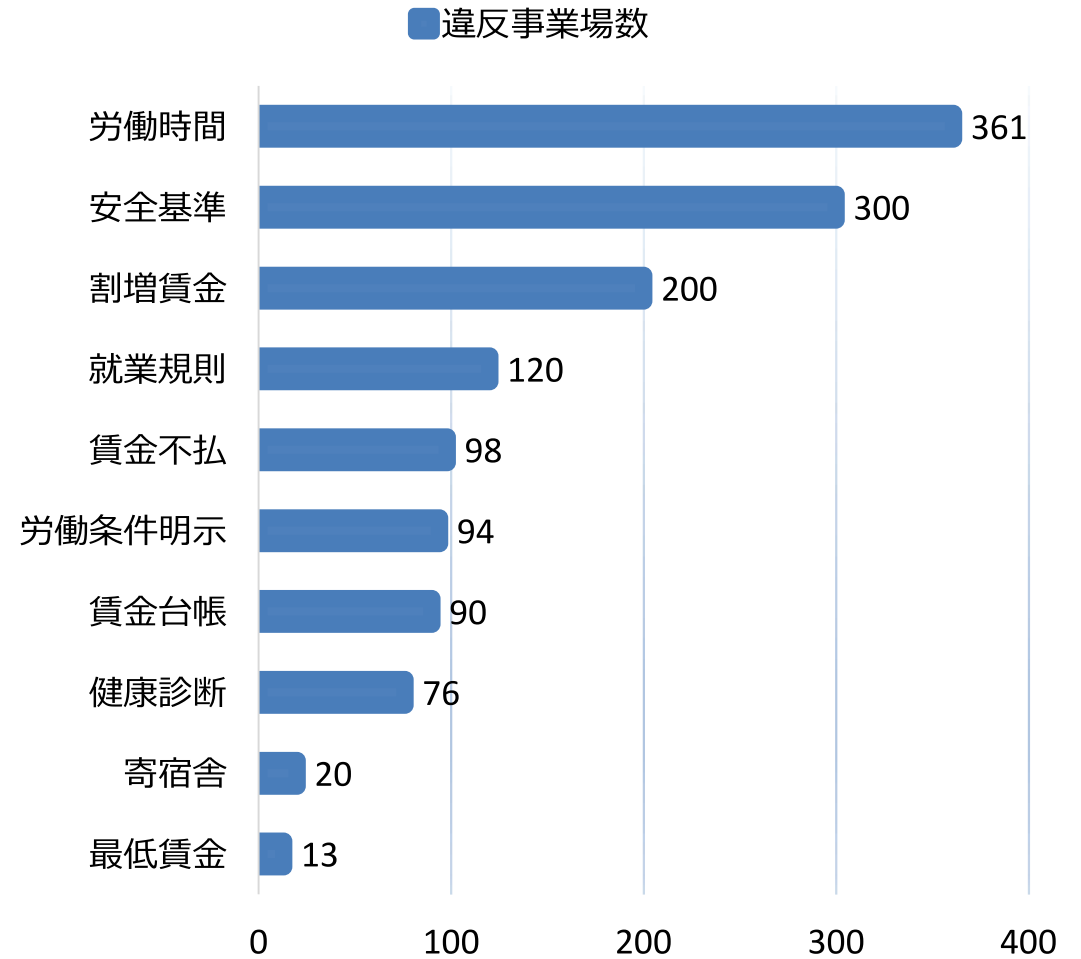
1 監督指導状況

(1) 関東地域の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して1,362件の監督指導を実施し、その70.9%に当たる966件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（26.5%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（22.0%）、③割増賃金の支払（14.7%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

外国人技能実習機構からの通報（技能実習生に係る労基法違反疑い）に基づき技能実習実施者（事業場）を監督した事案

概要

- 平成30年11月に通報受理。外国人技能実習機構が11月に実地検査を実施したところ、8名の外国人技能実習生に対し、割増賃金不払（労基法第37条違反の疑い）、100時間超えの長時間労働（労基法第32条違反の疑い）等が認められたというもの。
- 同年12月に所轄署において監督を実施。主な行政指導の内容は以下のとおり。

指導内容

- 1 法定時間外労働時間に関し、一定時間を超える部分を割増賃金の支払い対象としていなかったこと等について、是正を勧告した。

労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

- 2 時間外労働協定の範囲を超えて労働させていることについて是正を勧告し、併せて長時間労働の抑制について指導した。

労働基準法第32条（労働時間）

- 3 事業附属寄宿舍規定に係る違反について、是正を勧告した。

労働基準法第96条（事業附属寄宿舍規程）

- 4 1年以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を実施していないことについて、是正を勧告した。

労働安全衛生法第66条（定期健康診断）

是正内容

- 外国人技能実習生8名に対し、過去に遡及して割増賃金不足分（総額約300万円）が支払われた。
- 時間外労働時間の管理が適切に行われるようになり、長時間労働の削減が図られた。
- 寄宿舍の改築、整備等により、寄宿舍の安全確保が図られた。
- 定期健康診断が実施され、労働者の健康管理が行われるようになった。

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

(平成27年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	156	67	102	114	108	148	63	63	26	197	1044	
違反事業場数	111	46	76	87	99	118	48	42	22	161	810	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	26	6	17	13	23	34	6	9	4	76	214
	同法第24条 (賃金の支払)	23	4	13	9	24	32	3	4	4	74	190
	同法第32,40条 (労働時間)	32	21	25	39	35	43	19	9	9	30	262
	同法第37条 (割増賃金)	23	8	19	26	22	39	10	8	5	23	183
	同法第89条 (就業規則)	17	3	14	17	11	24	7	5	4	10	112
	同法第108条 (賃金台帳)	14	4	8	8	14	25	3	2	2	19	99
	同法第96条 (寄宿舍関係)	4	0	5	0	0	2	1	4	1	2	19
	労働安全衛生法 (第20～25条)	38	24	23	6	33	38	24	22	9	43	260
	安全関係	26	15	12	18	26	29	15	13	5	27	186
	衛生関係	12	9	11	15	7	9	9	9	4	16	101
	最低賃金法第4条	6	2	2	9	12	10	2	2	3	1	49
健康診断	17	11	18	19	13	18	9	5	7	9	126	

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

(平成28年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	228	102	115	77	143	181	82	74	27	178	1207	
違反事業場数	160	65	72	49	125	136	58	47	23	123	858	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	21	6	8	6	21	22	6	1	6	23	120
	同法第24条 (賃金の支払)	64	3	8	5	11	34	5	2	5	28	165
	同法第32,40条 (労働時間)	36	25	23	26	48	36	22	12	15	44	287
	同法第37条 (割増賃金)	20	13	10	12	24	41	9	9	7	15	160
	同法第89条 (就業規則)	12	7	11	6	17	19	5	5	5	19	106
	同法第108条 (賃金台帳)	50	5	3	5	14	29	5	1	0	8	120
	同法第96条 (寄宿舍関係)	0	1	0	0	0	2	0	2	0	5	10
	労働安全衛生法 (第20～25条)	42	27	25	4	63	37	26	29	9	59	321
	安全関係	24	17	14	10	47	30	20	16	4	34	216
	衛生関係	18	10	11	8	16	7	6	8	5	25	114
	最低賃金法第4条	6	3	0	0	4	7	2	1	0	3	26
健康診断	30	7	13	3	9	26	4	5	0	10	107	

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

(平成29年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	143	114	114	108	137	172	98	76	36	162	1160	
違反事業場数	105	83	83	72	120	133	66	58	29	111	860	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	6	13	17	12	32	12	6	9	9	136
	同法第24条 (賃金の支払)	25	30	10	8	8	26	11	9	4	9	140
	同法第32,40条 (労働時間)	29	25	33	50	47	48	28	17	8	41	326
	同法第37条 (割増賃金)	27	11	17	18	28	53	12	11	8	16	201
	同法第89条 (就業規則)	6	9	15	15	10	31	11	5	2	15	119
	同法第108条 (賃金台帳)	22	3	6	8	11	44	8	9	6	10	127
	同法第96条 (寄宿舎関係)	3	2	3	0	2	6	0	0	0	2	18
	労働安全衛生法 (第20～25条)	27	33	34	13	61	6	18	21	12	43	268
	安全関係	18	20	23	9	47	4	12	11	8	28	180
	衛生関係	9	13	11	4	14	2	6	10	4	15	88
	最低賃金法第4条	2	2	1	3	5	6	1	2	1	7	30
健康診断	19	9	13	7	11	9	4	6	7	10	95	

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

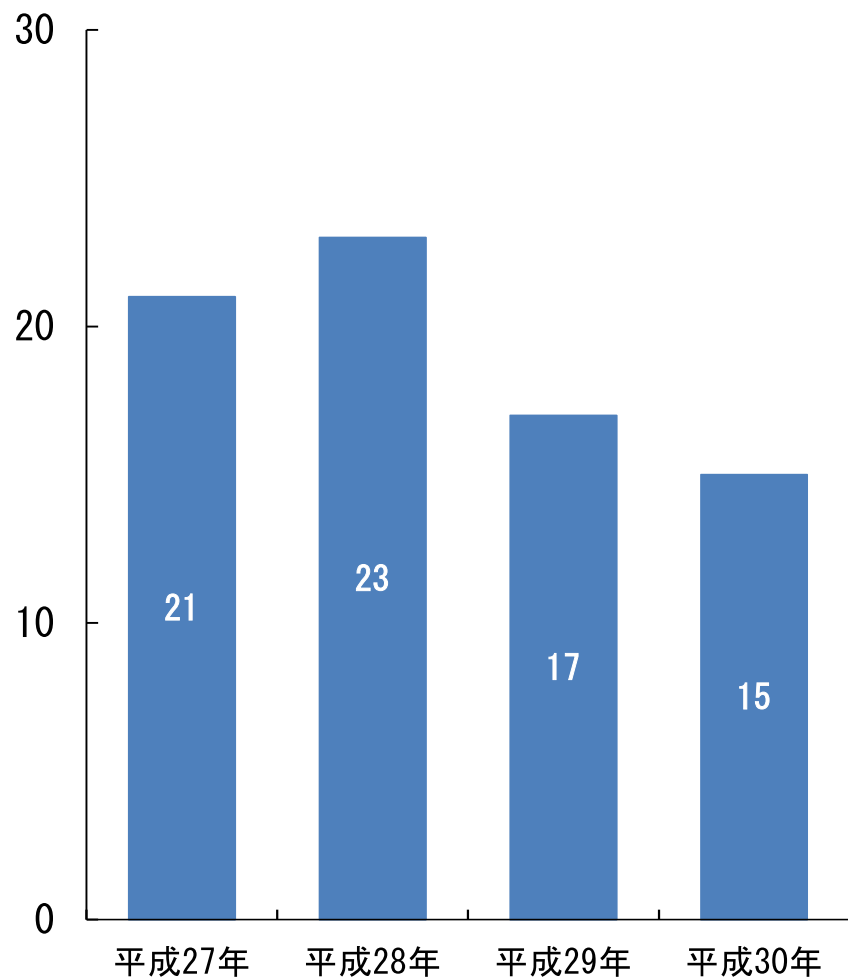
(平成30年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	163	122	156	120	194	202	131	83	50	141	1362	
違反事業場数	103	88	115	79	160	134	97	59	30	101	966	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	6	8	7	13	20	12	3	3	9	94
	同法第24条 (賃金の支払)	7	4	14	6	7	26	12	6	4	12	98
	同法第32,40条 (労働時間)	43	39	45	31	62	40	31	16	9	45	361
	同法第37条 (割増賃金)	21	13	23	13	26	45	19	9	9	22	200
	同法第89条 (就業規則)	15	14	16	12	23	12	10	6	3	9	120
	同法第108条 (賃金台帳)	8	8	6	6	12	26	11	3	2	8	90
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	1	4	1	1	6	5	1	0	20
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	33	57	21	80	40	34	31	11	43	404
	安全関係	38	22	39	15	67	36	25	23	7	28	300
	衛生関係	16	11	18	6	13	4	9	8	4	15	104
	最低賃金法第4条	1	3	0	3	0	1	3	0	0	2	13
健康診断	8	8	14	6	13	6	6	3	4	8	76	

2 申告状況

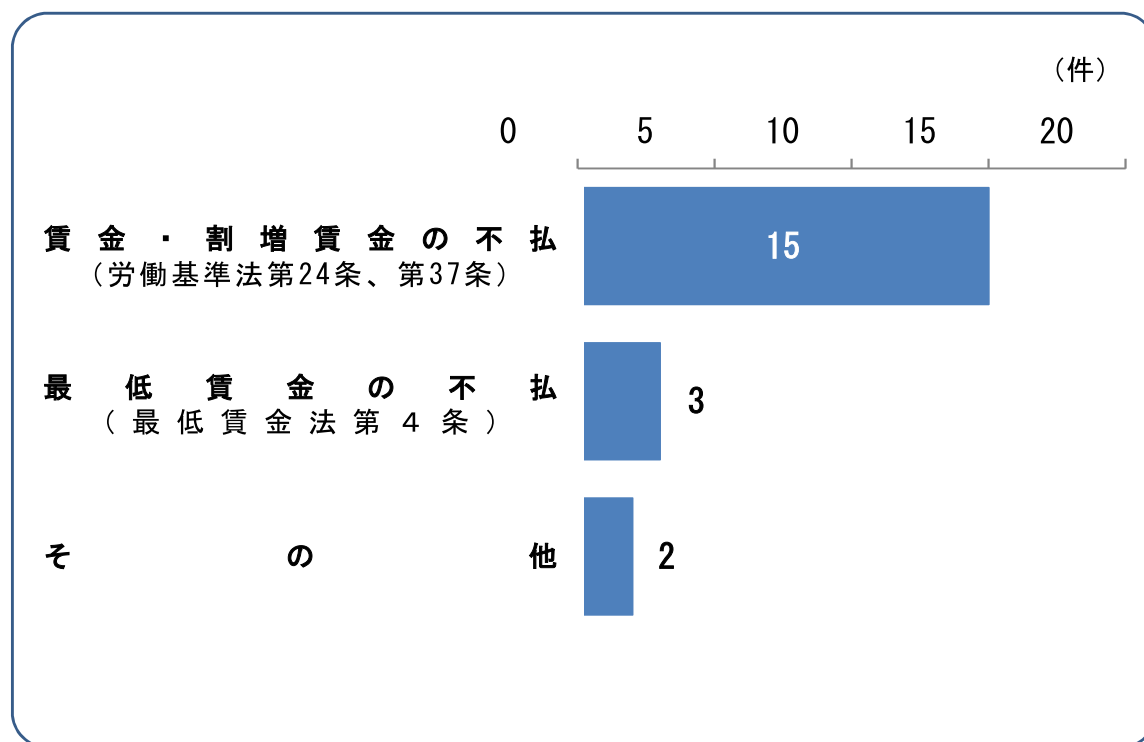
(1) 技能実習生から関東地域の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は15件であった。

(件)



(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(15件)、②最低賃金の不払(3件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上している
ので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

(平成27年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	9	8	3	0
栃 木	0	0	0	0
群 馬	4	4	0	1
埼 玉	4	4	1	2
千 葉	4	2	1	1
東 京	0	0	0	0
神 奈 川	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	21	18	5	4

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

(平成28年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	7	7	0	0
栃 木	0	0	0	0
群 馬	5	5	1	1
埼 玉	3	2	1	0
千 葉	4	4	1	1
東 京	2	2	1	0
神 奈 川	1	1	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	1	0	1	0
合 計	23	21	6	2

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

(平成29年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	4	2	0
栃 木	2	2	0	0
群 馬	2	0	0	0
埼 玉	4	3	1	0
千 葉	0	0	0	0
東 京	3	2	0	0
神 奈 川	1	1	0	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	17	12	3	0

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

(平成30年1月～12月)

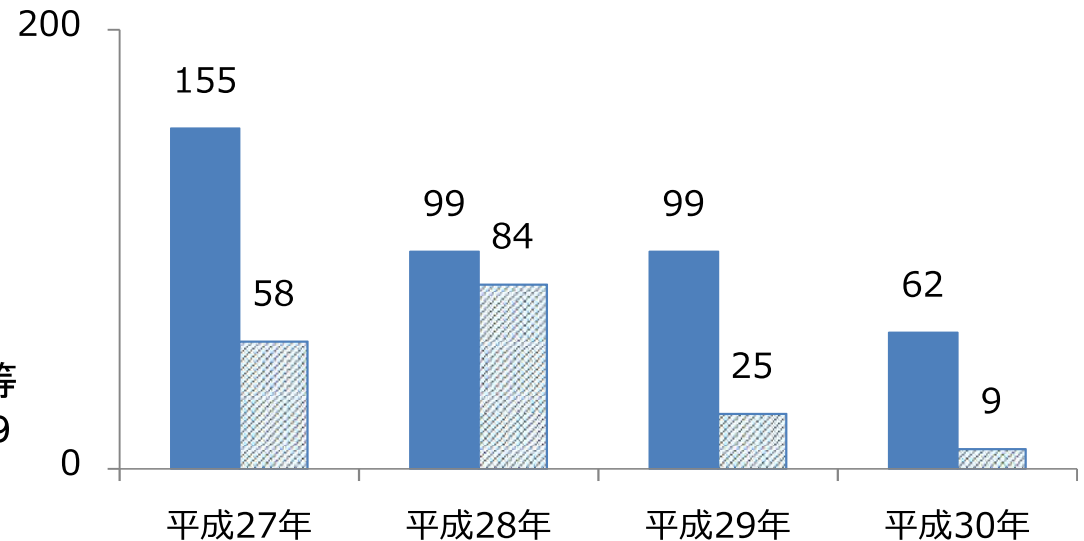
局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	3	0	0
栃 木	2	2	0	1
群 馬	0	0	0	0
埼 玉	1	1	1	0
千 葉	2	2	0	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	3	1	0
新 潟	2	2	0	2
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	15	15	2	3

技能実習生に係る送検件数(平成27年～30年)

局	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨城	2	0	2	0	0	0	1	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	1	0	0
埼玉	0	1	3	0	2	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	1
東京	0	0	0	0	1	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	1	0	0
新潟	0	1	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	2	0	0	0
長野	1	1	1	0	0	0	0	1
合計	3	3	6	0	5	2	1	2

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 関東地域で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は62件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は9件である。



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ
▨ 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ

- ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関等において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしており、実習実施機関に対して1件の合同監督・調査を実施した。

労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数(平成27年～30年)

(関東地域)

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数

下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

局	27年	28年	29年	30年
茨 城	20	15	14	13
	31	65	14	0
栃 木	2	4	5	1
	1	3	0	0
群 馬	9	7	8	9
	0	1	0	5
埼 玉	8	5	8	4
	7	4	4	1
千 葉	7	11	17	12
	7	4	1	1
東 京	30	29	35	12
	0	2	0	2
神奈川	3	1	3	3
	8	2	5	0
新 潟	5	5	3	4
	1	0	1	0
山 梨	1	0	1	2
	2	2	0	0
長 野	70	22	5	2
	1	1	0	0
合 計	155	99	99	62
	58	84	25	9

3. 労働局の取組

外国人労働者相談コーナーのご案内

埼玉労働局では、これまでの英語、中国語に加え、平成31年4月1日から、ベトナム語による労働条件に関する外国人労働者相談コーナーを開設しました！



【相談コーナーの所在地】
埼玉労働局労働基準部監督課
〒330-6016
さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15階
TEL：048-600-6204

各言語による相談窓口の開設日（※）・開設時間・電話番号 ※祝日、12月29日～1月3日を除く

英語

- ・開設日 火曜日～金曜日（週2日から週4日に拡充）
- ・開設時間 9：00～12：00 13：00～16：30
- ・電話番号 048-816-3596

中国語

- ・開設日 月曜日～木曜日（週2日から週4日に拡充）
- ・開設時間 9：00～12：00 13：00～16：30
- ・電話番号 048-816-3597

ベトナム語

- ・開設日 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日
- ・開設時間 9：00～12：00 13：00～16：30
- ・電話番号 048-816-3598

直接窓口での相談も承りますが、その際はなるべく事前に電話でご連絡ください。
詳しくは、埼玉労働局労働基準部監督課までお問い合わせ下さい。

関東地区における外国人労働者相談コーナー設置個所（※赤字は新設）

労働局	設置場所	対応言語							
		英語	中国語	スペイン語	ポルトガル語	タガログ語	ベトナム語	ミャンマー語	ネパール語
茨城局	監督課	○	○	○					
栃木局	監督課	○		○	○				
	栃木署		○						
群馬局	監督課						○		
	太田署				○				
埼玉局	監督課	○	○						
							○		
千葉局	監督課	○							
	船橋署		○						
	柏署						○		
東京局	監督課	○	○			○	○	○	
神奈川局	監督課	○		○	○				
	厚木署			○	○				
新潟局	監督課						○		
山梨局	甲府署			○	○				
長野局	監督課				○				

外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語及びネパール語の8言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは180秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語	火、水、木、金		0570-001705
ベトナム語	月～金		0570-001706
ミャンマー語	月、水		0570-001707
ネパール語	火、木		0570-001708

※ 祝日、12月29日～1月3日は除きます。

※ 通話料は発信者負担となります。

労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話のどちらからでも御利用いただけます。

「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語及びネパール語の8言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日(月～金) 午後5時～午後10時	0120-811-610
英語			0120-004-008
中国語			0120-150-520
ポルトガル語			0120-290-922
スペイン語	火、木、金、土	○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-336-230
タガログ語	火、水、土		0120-400-166
ベトナム語	水、金、土		0120-558-815
ミャンマー語	水、日		0120-662-700
ネパール語		0120-750-880	

※その他の取組例

・東京労働局管内の労働基準監督署(亀戸、江戸川、足立)が3署合同で外国人セミナーを開催し、警視庁、入国管理局、外国人技能実習機構から講師を招いた。

・地方出入国在留管理局の職員研修に東京労働局職員を講師として派遣予定(令和元年7月)。

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、「**国籍・地域**」と「**在留資格**」の記入が必要です。

- ※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。
- ※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域

見本
 国籍・地域 米国
 NATIONALITY/REGION

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

見本
 在留資格 特定活動
 STATUS Designated Activities

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合
 在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	特定活動 (ワーキングホリデー)	特定活動 (造船分野)
・ 特定活動 (EPA)	・ 特定活動 (外国人調理師)	・ 特定活動 (外国人調理師)
・ 特定活動 (高度学術研究活動)	・ 特定活動 (ハラル牛肉生産)	・ 特定活動 (製造分野)
・ 特定活動 (高度専門・技術活動)	・ 特定活動 (就職活動)	・ 特定活動 (その他)
・ 特定活動 (高度経営・管理活動)		
・ 特定活動 (高度人材の就労配偶者)		
・ 特定活動 (建設分野)		

★ 在留資格が「技能実習」の場合
 在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例) 技能実習1号イ など

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

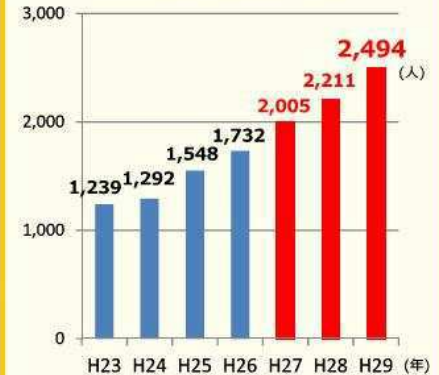
近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超えています**。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫が必要です**。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上の死傷者数(単位:人)



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生教育の実施 安全衛生教育を実施していますか。(雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解 労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解 労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

❗ 労働災害が発生してしまったときは…
 労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません(裏面を参照してください)。(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)



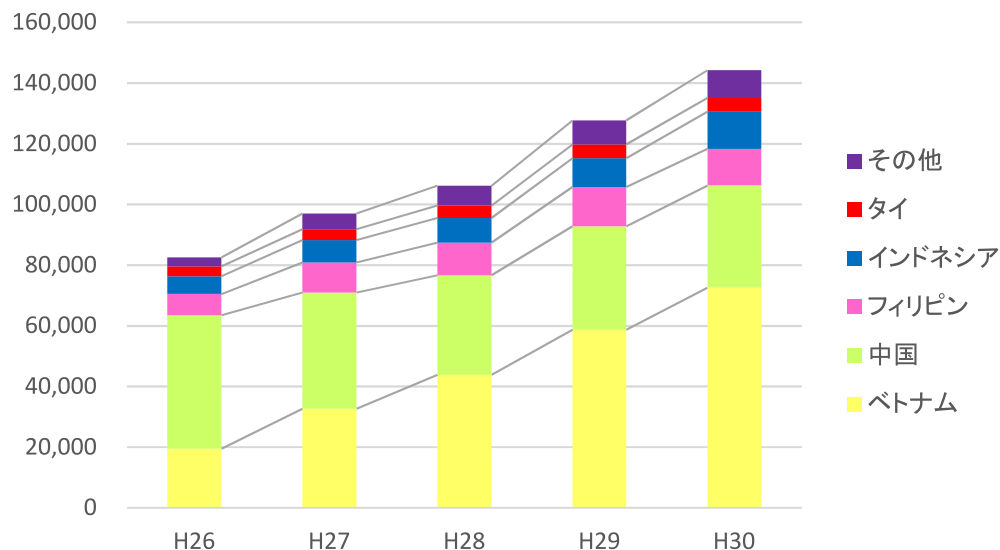
外国人技能実習制度の現状

令和元年6月

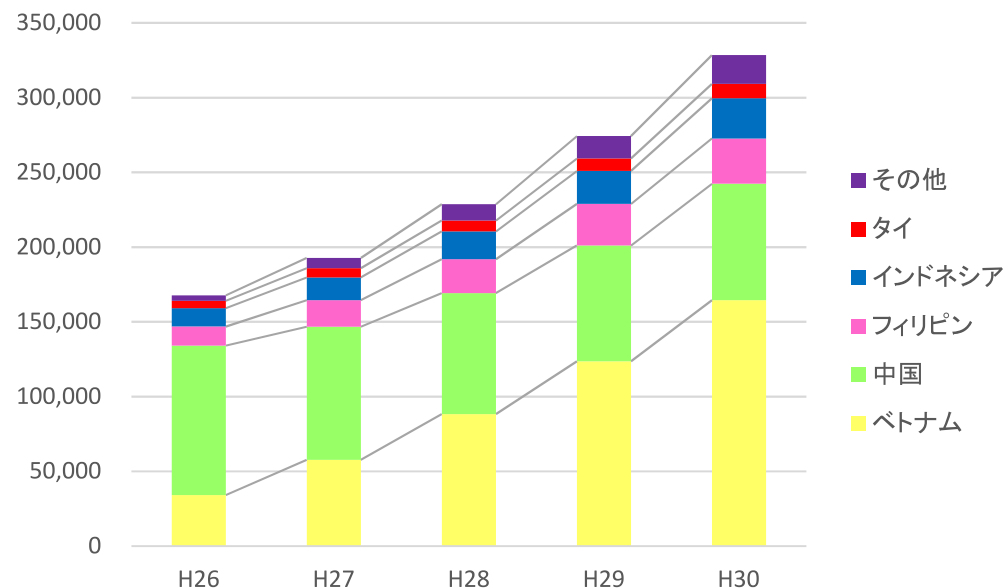
東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門

技能実習生に係る新規入国者数・在留外国人数

新規入国者数 注1



在留外国人数 注2



	H26	H27	H28	H29	H30
総 数	82,516	96,987	106,118	127,671	144,195
ベトナム	19,489	32,652	43,774	58,690	72,582
中 国	43,971	38,327	32,895	34,072	33,640
フィリピン	6,997	9,918	10,741	12,923	12,060
インドネシア	5,888	7,289	8,050	9,581	12,233
タイ	3,210	3,658	4,126	4,449	4,579
そ の 他	2,961	5,143	6,532	7,956	9,101

	H26	H27	H28	H29	H30
総 数	167,626	192,665	228,588	274,233	328,360
ベトナム	34,039	57,581	88,211	123,563	164,499
中 国	100,093	89,096	80,857	77,567	77,806
フィリピン	12,721	17,740	22,674	27,809	30,321
インドネシア	12,222	15,307	18,725	21,894	26,914
タイ	4,923	6,084	7,279	8,430	9,639
そ の 他	3,628	6,857	10,842	14,970	19,181

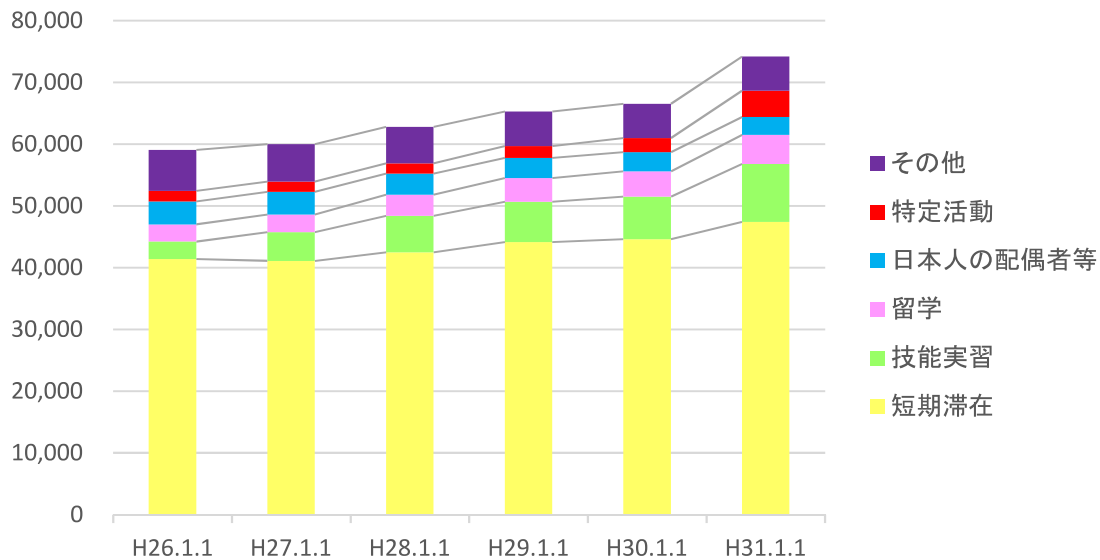
注1 「技能実習1号イ」, 「技能実習1号ロ」の合計

注2 「技能実習1号イ, 1号ロ, 2号イ, 2号ロ, 3号イ及び3号ロ」の合計

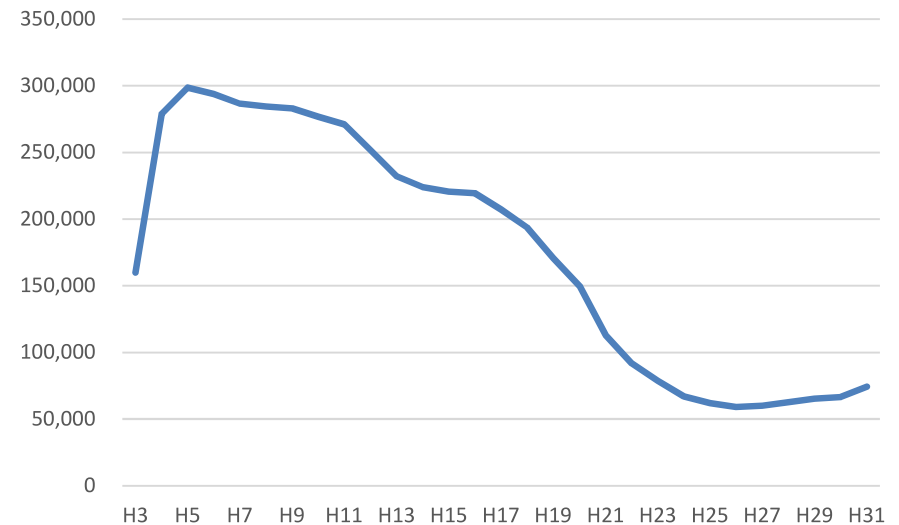
技能実習生に係る不法残留者数

在留資格別不法残留者数

在留資格	H26.1.1	H27.1.1	H28.1.1	H29.1.1	H30.1.1	H29.1.1に対する		H31.1.1	H30.1.1に対する	
						増減率(%)			増減率(%)	
総数	59,061	60,007	62,818	65,270	66,498		1.9	74,167		11.5
短期滞在	41,403	41,090	42,478	44,167	44,592		1.0	47,399		6.3
技能実習	2,830	4,679	5,904	6,518	6,914		6.1	9,366		35.5
技能実習1号イ	10	12	14	8	8		0.0	12		50.0
技能実習1号ロ	1,089	1,799	2,439	2,741	2,894		5.6	4,015		38.7
技能実習2号イ	32	37	38	21	24		14.3	21		-12.5
技能実習2号ロ	1,699	2,831	3,413	3,748	3,988		6.4	5,318		33.4
留学	2,777	2,806	3,422	3,807	4,100		7.7	4,708		14.8
日本人の配偶者等	3,719	3,709	3,433	3,287	3,092		-5.9	2,946		-4.7
特定活動	1,707	1,636	1,633	1,910	2,286		19.7	4,224		84.8
その他	6,625	6,087	5,948	5,581	5,514		-1.2	5,524		0.2



不法残留者数(総数)の推移



技能実習制度の運用に関するPTの調査結果の概要

失踪事案に関する調査

(1) 調査対象

平成29年1月～平成30年9月に不法残留等により入国警備官の聴取を受けて聴取票が作成された失踪技能実習生5,218人に係る実習実施機関4,280機関につき、調査実施。

(2) 調査実施状況

- ① 実地調査 1,555機関 (失踪技能実習生2,025人分)
- ② 電話・書面調査 2,177機関 (同2,473人分)
- ③ 協力拒否 113機関 (同155人分)
- ④ 倒産、所在不明等 270機関 (同320人分)
- ⑤ 失踪後に別途調査済み 165機関 (同245人分)

(3) 調査結果 (軽微な書類不備に係るものを除く。)

(2)①②の結果、721人(631機関)、延べ数では893人分の不正行為等の疑いを認めた。

(2)⑤により、38人(31機関)、延べ数では44人分は既に不正行為措置済みであった。

これらの合計は、759人(662機関)、延べ数では937人分であり、延べ数の内訳は、

- ・最低賃金違反 58人 (うち措置済み1人)
- ・契約賃金違反 69人 (うち措置済み5人)
- ・賃金からの過大控除 92人
- ・割増賃金不払い 195人 (うち措置済み19人)
- ・残業時間等不適正 231人 (うち措置済み8人)
- ・その他の人権侵害 36人 (うち措置済み6人) (不当な外出制限、暴行等)
- ・書類不備 222人
- ・その他の不正行為等 34人 (うち措置済み5人) (技能実習計画と実習内容の齟齬等) であった。

(4) 対応措置

- ・労働関係法令違反の疑いがある事案は、全て労働基準監督機関へ通報
- ・今後、労働基準監督機関の監督指導結果等を踏まえ、処分、指導等を予定
- ・今回の調査対象機関で技能実習生在籍中のものは、H31年度末までに機構等が実地検査

死亡事案に関する調査

(1) 調査対象

平成24年～平成29年(6年分)の技能実習生の死亡事案171件

※ 把握済みの128件に加え、監理団体等の報告漏れ、入管局の記載漏れ等の43件

(参考) 在留技能実習生の総数：約15万人(H24)～約27万人(H29)

(2) 調査方法

- ・事案発生当時の報告書、死亡診断書等の記録を精査・分析
- ・実習実施機関等から補充資料を追加入手

(3) 調査結果

- ① 実習中の事故死 28件 (漁船の転覆、大型資材による圧死等)
- ② 実習外の事故死 53件 (交通事故、海水浴中の溺死等)
- ③ 病死 59件
- ④ 自殺 17件
- ⑤ 殺人又は傷害致死による死亡 9件 (同僚実習生によるもの3件)
- ⑥ その他 5件 (自殺か事故か断定できないもの3件、解剖するも死因不明2件)

(4) 「死亡事案一覧」の死亡原因が溺死等である事例について

- ・溺死は、(3)の①が2件、②が15件(遊泳中事故等)、④が3件(私的な悩み等)など。
- ・凍死の1件は、(3)の②(飲酒して外出し、山林中で凍死)。

(5) 関係機関の対応状況等

- ・一時帰国中の事案を除き、警察、労基署等が必要な対応を実施。
- ・業務上の事故又は通勤による事故については労災認定。

失踪技能実習生増加に係る技能実習制度の運用改善方策

(1) 失踪、死亡事案等への対応の強化

- ① **初動対応の強化**
機構又は入管が、事案発生後速やかに実地検査を行うなどし、実習生の賃金等に関する証拠を確認・保全。不正等があれば通報、処分等。
- ② **聴取票の在り方の見直し**
 - ・聴取票の様式を改善し、十分な聴取項目を設ける。
 - ・専門性を有する入国審査官が聴取を行い、①も踏まえ、事実を解明。
- ③ **入管当局における死亡事案の把握の徹底**（関係情報の定期的な照合確認）
- ④ **失踪に帰責性がある実習実施者は、一定期間新規受入れを停止**（省令等の改正）

(2) 失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進

- ① **二国間取決めの対象国拡大及び運用強化**
 - ・中国、インドネシア等との二国間取決めの作成を急ぐ。
 - ・送出国への通報や処分要請などによる送出国の適正化を更に強化。
- ② **口座振込み等による報酬支払いを求める措置の導入**
特定技能制度と同様に、報酬の支払いは口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うものとする（省令等の改正）。
- ③ **在留カード番号を活用した不法就労等の摘発強化**
外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加し、厚労省と法務省の情報共有や、警察等との連携を通じ、不法就労等の摘発・処分を強化。
- ④ **特定技能への移行についての周知徹底**
監理団体、実習実施者及び実習生に対し、技能実習の修了後の特定技能への移行について丁寧に周知。
- ⑤ **技能実習生に対する支援・保護の強化**
母国語相談、実習先変更支援等の支援制度や総合的対応策に基づく支援策の周知を徹底し、これらの活用の拡大を通じ、実習生の保護を強化。
- ⑥ **迅速・広汎な情報共有に基づく厳正な審査・検査**
実地検査結果や送出国の情報など各種情報を機構、入管及び厚労省が迅速に共有。実習実施者や監理団体に対する審査や検査等を厳正に実施。

(3) 前記施策実施のための入管及び機構の体制の強化

技能実習制度の現状

令和元年6月26日

OTIT 外国人技能実習機構
東京事務所

目次

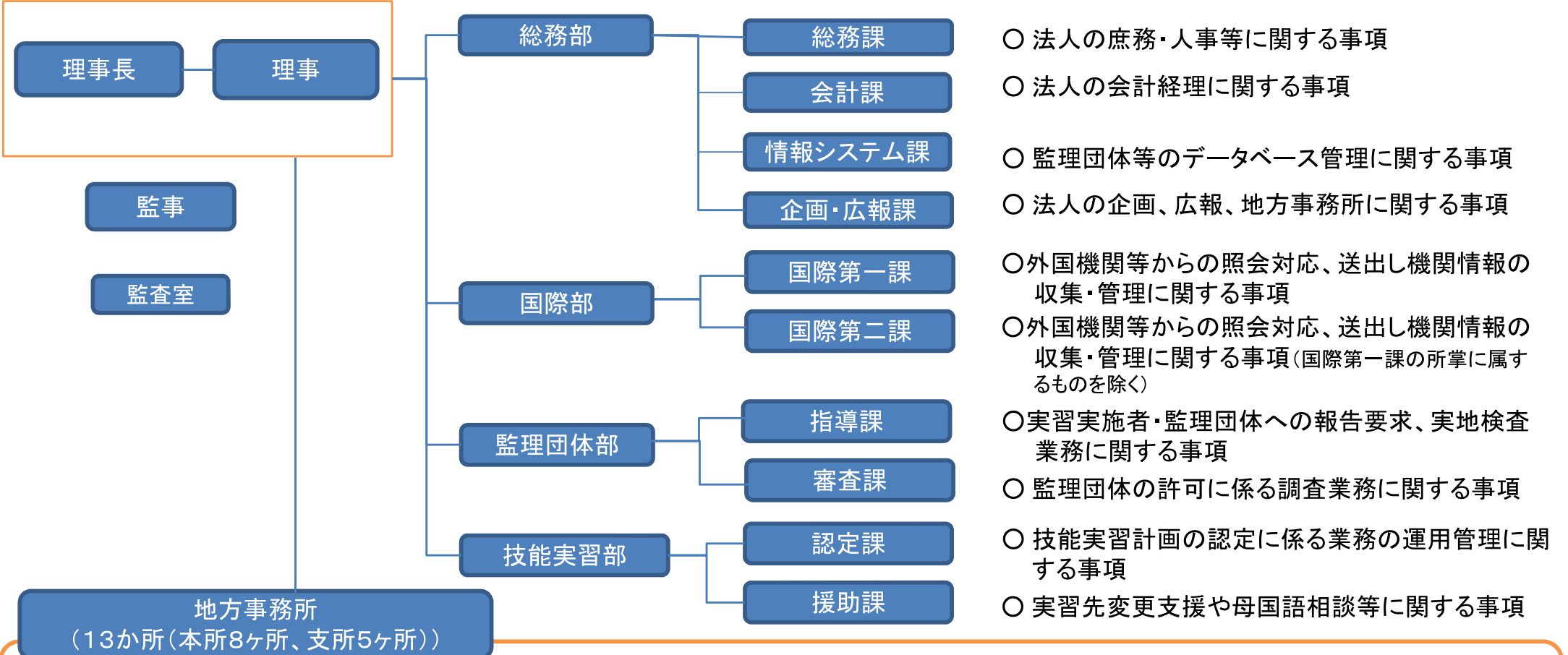
1 . 機構の概要	1
2 . 機構の主な業務	4
3 . 各種統計	11

1. 機構の概要

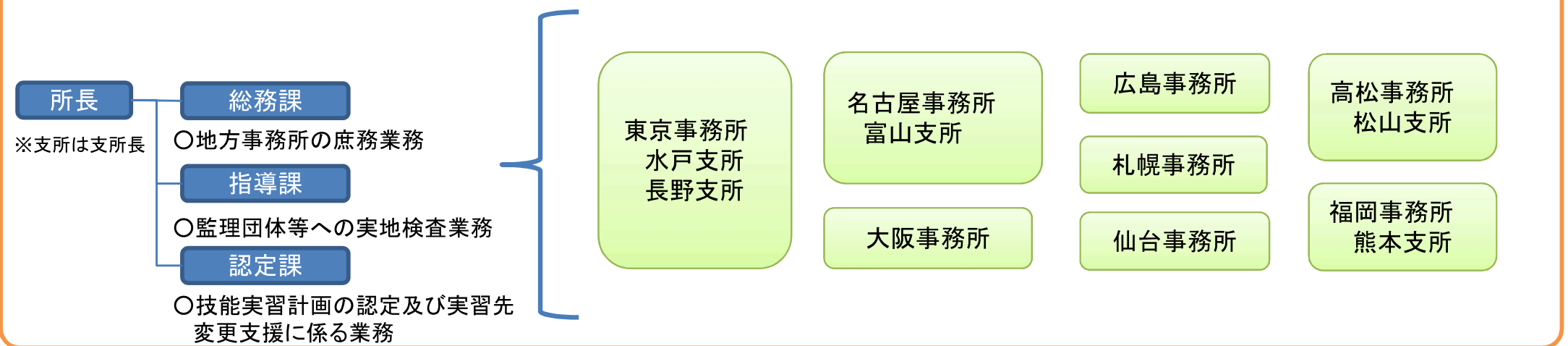
外国人技能実習機構について

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員 理事長 鈴木 芳夫
理事 達谷窟 庸野
小出 賢三
金原 主幸
監事 江原 由明
藤川 裕紀子(非常勤)
- 予算 交付金 62億1,141万円(令和元年度予算)
- 業務内容 1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助等
- 本部所在地 港南庁舎(総務部・国際部・監理団体部)
〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階
海岸庁舎(技能実習部)
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階
URL: <http://www.otit.go.jp>
- 地方事務所・支所 13か所(札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本)

機構の組織・体制について



- 法人の庶務・人事等に関する事項
- 法人の会計経理に関する事項
- 監理団体等のデータベース管理に関する事項
- 法人の企画、広報、地方事務所に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項(国際第一課の所掌に属するものを除く)
- 実習実施者・監理団体への報告要求、実地検査業務に関する事項
- 監理団体の許可に係る調査業務に関する事項
- 技能実習計画の認定に係る業務の運用管理に関する事項
- 実習先変更支援や母国語相談等に関する事項



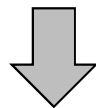
2. 機構の主な業務

監理団体の許可・技能実習計画の認定

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員を設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

技能実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣
(地方出入国在留管理局長)

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

技能実習生の受入れ

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方出入国在留管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

(許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務)

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(抄)

(機構による事務の実施)

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせる

ときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

- 一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
- 二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2～3 (略)

(機構による事実関係の調査の実施)

第二十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2～7 (略)

技能実習生の支援・保護（1）

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8カ国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時
ベトナム語	月、火、水、木、金 11:00～19:00
中国語	月、水、金 11:00～19:00
インドネシア語	火、木 11:00～19:00
フィリピン語	火、土 11:00～19:00
英語	火、土 11:00～19:00
タイ語	木、土 11:00～19:00
カンボジア語	木 11:00～19:00
ミャンマー語	金 11:00～19:00

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、出入国在留管理庁長官又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護（2）

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」 (<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>) を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約49万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

3. 各種統計

新たな技能実習制度における件数（１）（関東地区ブロック）

1 監理団体許可件数（平成31年4月25日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	34件 (うち介護職種 6件)	82件 (うち介護職種 12件)	116件 (うち介護職種 18件)
栃木県	14件 (うち介護職種 2件)	18件 (うち介護職種 0件)	32件 (うち介護職種 2件)
群馬県	20件 (うち介護職種 3件)	31件 (うち介護職種 9件)	51件 (うち介護職種 12件)
埼玉県	24件 (うち介護職種 4件)	49件 (うち介護職種 7件)	73件 (うち介護職種 11件)
千葉県	25件 (うち介護職種 7件)	64件 (うち介護職種 16件)	89件 (うち介護職種 23件)
東京都	143件 (うち介護職種 51件)	111件 (うち介護職種 36件)	254件 (うち介護職種 87件)
神奈川県	17件 (うち介護職種 4件)	34件 (うち介護職種 12件)	51件 (うち介護職種 16件)
新潟県	14件 (うち介護職種 1件)	7件 (うち介護職種 0件)	21件 (うち介護職種 1件)
山梨県	5件 (うち介護職種 1件)	2件 (うち介護職種 1件)	7件 (うち介護職種 2件)
長野県	21件 (うち介護職種 3)	30件 (うち介護職種 2件)	51件 (うち介護職種 5件)

新たな技能実習制度における件数（2）（関東地区ブロック）

2 技能実習計画認定件数（令和元年5月24日現在）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
東京事務所	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	4,974件	120,704件	125,678件
水戸支所	茨城県	13件	16,433件	16,446件
長野支所	新潟県 長野県	470件	15,210件	15,680件

3 相談件数（平成31年2月末現在）

母国語相談件数 2,533件（電話1,903件、メール603件、手紙27件）

【主な相談内容】

- 労働環境に関すること
- 労働基準に関すること
- 職種に関すること
- 3号移行等技能実習制度の手続きに関すること

新たな技能実習制度における申請等件数（3）

4. 申告・援助・支援件数（平成31年2月末現在）

申告件数	77件
実習先変更支援件数	50件
宿泊援助件数	26件

【主な実習先変更理由】

- 実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- 実習実施者の倒産・経営悪化

5. 受検支援件数（平成31年2月末現在）

受検支援 取次人数	278,479件
-----------	----------

北海道 酪農 I社

【受入れ経営体概要】

所在地：北海道阿寒郡鶴居村

従業員：正社員8名、技能実習生4名、パート等4名

経営規模：乳牛980頭（年間生産生乳量は1ℓパック500万本分）

ポイント

- ☆個室完備など快適な生活環境の提供
- ☆家族同様に接するなど、実習生の気持ちに寄り添って働きやすい環境の整備

【実習生の状況】

受入れ開始：平成27年6月（フィリピンより）

現在は全員女性、20歳代、手取り給与額13万円程度

【受入れ経営体の取組】

- ・実習生用の社宅（2棟6名分）を整備（整備費は約5,000万円）
- ・「家族と同様に接する」をモットーに、休日は近隣の観光、宴会などに一緒に出掛けている。



「給料はよく部屋も快適で、仕送りにより家族がトラクタやバイクを購入した」と語るパメラさん(右)



実習生が住む社宅。個室でキッチン・居間8畳、寝室、風呂・トイレを完備



日本国旗と実習生のフィリピン国旗を牧場事務所前に掲揚

香川県 畑作・野菜 N社

【受入れ経営体概要】

所在地：香川県観音寺市

従業員：正社員4名、技能実習生10名、パート等2名

経営規模：55畝（レタス、ネギなど）



社長(中央)の指導の下、レタス畑で活躍しているインドネシア人の実習生ら

ポイント

- ☆人事・昇給制度等も日本人正社員と同等
- ☆現場責任者へ登用

【実習生の状況と受入経営体の取組等】

- ・平成16年から受入れ（インドネシアより）
- ・人事・昇給制度等の処遇も日本人正社員と同等
- ・女性実習生（実習3年目）を作業部門の責任者に登用
- ・受入れにより経営規模の拡大、労務管理の改善を実現
- ・販売高は受入れ前の10倍に

【その他の取組】

- ・元技能実習生がインドネシアに戻って送出し機関を作り、連携
- ・地域農家20戸が平成23年に自らで監理団体を組織。
- ・地域の行事等への参加を促す、祭りでインドネシアの歌を合唱する、など意識的に接点づくりに取り組む。

茨城県 畑作・野菜 I氏

【受入れ経営体概要】

所在地：茨城県結城市

従業員：家族従業員2名、技能実習生2名

経営規模：4畝（白菜、レタス、トウモロコシ 等）

ポイント

- ☆実習生が母国で農業指導者になることができるよう指導
- ☆実習生と地域住民との交流を促進

【受入れ経営体の取組等】

- ・平成15年から受入れ（タイより）
- ・タイは地域により乾燥地帯があったり湿り地帯があったりと栽培環境が異なるため、マルチ栽培を活用し、タイのそれぞれの風土に合わせて水分管理等を工夫できるようになるよう指導。
- ・2号実習生が1号実習生を指導する体制を取ったことで、実習生同士の結束が深まり、全員の農業技術の理解促進につながっている
- ・地域でのお祭りやごみ拾いにも参加してもらい、日本文化の理解や地域住民との交流を深めている。



笑顔で農作業に取り組むタイ人の実習生



トラクターを安全に使えるよう丁寧に説明

熊本県 施設園芸 H氏

【受入れ経営体概要】

所在地：熊本県宇城市

従業員：家族従業員3名、技能実習生4名

経営規模：トマト120畝、メロン68畝、水稻270畝 等

ポイント

- ☆実習生の日本語能力を高めるためのアドバイスや地域行事への参加を促進

【受入経営体の取組等】

- ・平成16年から受入れ（当時は中国、現在はベトナム）
- ・的確に指示が伝わるよう標準語を使うように心がけ。実習生に日本語を上達してもらおうと日本のドラマやカラオケを紹介し、ヒアリングを勧めたところ、短期間で日常会話程度まで話せるようになる実習生も。
- ・受入れにより作業効率が向上、経営規模も拡大。販売高は受入れ前の2倍に（約2千5百万円→約5千2百万円）
- ・実習生に積極的に地域の運動会やスポーツ大会に参加するよう促しており、実習生も地域に溶け込もうと努力している。



地域の運動会に出場する実習生

群馬県 畑作・野菜 A氏

【受入れ経営体概要】

所在地：群馬県昭和村

従業員：正社員4名、技能実習生4名、パート数名

経営規模：17畝（キャベツ、レタス、山ウド 等）

ポイント

- ☆自動車運転免許の取得費用などを助成
- ☆季節による繁忙に対応すべく変形労働時間制等を採用

【受入れ経営体の取組等】

- ・十数年前から受入れ（タイより）
- ・効率的に圃場を移動するため、自動車運転免許の取得を促しており、教習所までの送迎や、免許の取得に掛かる費用全額を支援
- ・冬場は業務量が減るため、変形労働時間制・固定月給制を採用。冬場は特に有給休暇取得を促進
- ・年末に月給とほぼ同額のボーナスを支給
- ・温泉旅行やテーマパークに従業員とともに出掛け、親睦を深めている。
- ・買い物等の際には、送迎を実施



育苗作業をする実習生



ガラス細工等を体験を満喫



実習生同士の食事会

栃木県 酪農 J社

【受入れ経営体概要】

所在地：栃木県市貝町

従業員：正社員31名、契約社員（常勤）22名、技能実習生18名、パート15名

経営規模：乳牛2,600頭、肉用牛5,500頭

ポイント

- ☆技能や日本語の習得状況を評価し基本給に上乘せ

【受入経営体の取組等】

- ・平成19年から受入れ（中国、インドネシア）
- ・実習生の基本給は14万円程度
- ・年に2回、技能や日本語の習得状況等を面談により評価し、基本給に上乘せ
- ・近隣の農地を実習生に貸与し、実習生は自分たちで食べる野菜を栽培することが可能
- ・旅行や懇親会に日本人従業員とともに出掛け、親睦を深めている
- ・買い物等の際には、送迎を実施



酪農実習に取り組む実習生



懇親会で親睦を深めている

群馬県 畑作・野菜 H農園

【受入れ経営体概要】

所在地：群馬県昭和村

従業員：正社員5名、技能実習生4名、パート4名

経営規模：15畝（レタス、小松菜、ホウレンソウ 等）

ポイント

☆日本語勉強会、能力試験の受験支援で円滑に技能習得

【受入れ経営体の取組等】

- ・平成27年から受入れ（インドネシアより）
- ・技能習得の円滑化や帰国後も就職等で有利になるよう、1年目に日本語能力試験のN5、2年目にN4、3年目にN3の取得を目標に設定。日本語の勉強会を実施者が講師となって、試験の約1カ月前から、2日に1回開催。勉強用テキスト代と受験料の1回分は、実施者が負担。（これまでにN5は全員、N4は2名、N3は2名が取得）
- ・日本語による作業日報の作成、朝礼・終礼での司会や報告等により、日本語の練習・実習の理解促進を図る
- ・買い物等の際には、送迎を実施



日本語の勉強会



実習生のレタス
収穫



お花見を楽しむ

埼玉県 畑作・野菜、施設園芸 O農協

【受入れ経営体概要】

所在地：埼玉県深谷市 受入れ農家戸数：29戸

受入れ農家の平均経営規模：15畝（ブロッコリー、トウモロコシ、ネギ、施設トマト 等）

ポイント

☆問題発生時に関係者が集まって解決できる体制を整備

【受入れ経営体の取組等】

- ・平成15年から農協を監理団体として受入れ（当時は中国、現在は中国とタイから受入れ）
- ・受入れ農家と監理団体（農協職員）で構成する「受入れ会」を組織し、問題発生時には皆で集まって速やかに解決する体制を整備。
- ・受入れ農家は実習生から「お父さん、お母さん」と呼ばれる良好な関係を構築
- ・実習生を受入れることで10畝から20畝近くまで経営規模を拡大した農家も

【監理団体の取組】

- ・専門家を講師として招いて「技能実習責任者等講習」を開催。受入れ農家の制度の理解促進、法令の遵守を徹底。

香川県 畑作・野菜 K農園

【受入れ経営体概要】

所在地：香川県善通寺市

従業員：正社員18名、技能実習生13名、パート2名

経営規模：55畝（レタス、ブロッコリー 等）

ポイント

- ☆食事会の開催等コミュニケーションを重視
- ☆定期昇給を実現

【実習生の状況と受入れ経営体の取組等】

- ・平成7年から受入れ（カンボジア、ラオス、フィリピン）
- ・経営主のアメリカでの農業研修経験を踏まえ、コミュニケーションを大切にしており、実習生一人ひとりへの積極的な声かけや、個人ごと、国籍ごとに食事会をし、悩みや意見を聞いている。
- ・固定月給制を採用。2号になる際に1,000円以上、2号2年目になる際に1,000円以上、2号から3号になる際に給料の3%以上を昇給。



実習生による、サニーレタスの出荷作業の様子

【監理団体の取組】

- ・新年会や花見、旅行等を企画し、受入れ農家と実習生の親睦を深めている

茨城県 畑作・野菜 A氏

【受入れ経営体概要】

所在地：茨城県茨城町

従業員：正社員2名、技能実習生2名

経営規模：6畝（レタス、キャベツ等）、12畝（米）

ポイント

- ☆1年目は、日本での仕事や生活に慣れることを重点に置いた指導

【実習生の状況と受入れ経営体の取組等】

- ・平成7年から受入れ（インドネシア）
- ・母国とは風土や使用する道具等が異なるため、1年目は日本の生活、仕事に慣れてもらうことに重点を置き指導。
- ・日本語能力の向上に資するよう、実習生にあえて日本人と同様のスピードで話している。



受入農家と実習生旅行の様子。親睦を深める。

【監理団体の取組等】

- ・月に一度、受入れ農家、実習生と共にミーティングを開催。情報交換や送別会等のイベントは、実習生の交流の場にも。
- ・帰国実習生の中には、日本での収入や経験をもとに母国の農業の経営規模を拡大したり、農業指導員としても活躍しているケースがある。

千葉県 養鶏 M農産

【受入れ経営体概要】

所在地：千葉県旭市

従業員：正社員25名、技能実習生8名、パート4名

経営規模：養鶏（成鶏約40万羽、育成鶏10万羽）、
肉用牛（繁殖母牛200頭、肥育牛600頭）

ポイント

- ☆社内で定期的に勉強会を開催
- ☆個室完備など快適な生活環境の提供

【受入れ経営体の取組等】

- ・平成20年から受入れ（インドネシア）
- ・知識・技能の習得と実習の確認（復習）のため、毎月1回、社長・従業員と共に養鶏の飼養技術の勉強会を開催。（勉強会により、理解度が深まり自発的に動くように実習中のミスの減少や臨機応変な対応ができるように）
- ・リラックスできるよう個室住居を用意（6畳、9名分、テレビ付き、共同キッチン、シャワー室を用意）
- ・年に1回の旅行や、花火大会、忘年会に実習生と出掛け、親睦を深めている
- ・近隣にスーパーや郵便局等がないため、送迎を実施



養鶏の飼養技術に関する勉強会の様子

熊本県 畑作・野菜、施設園芸 Y農園

【受入れ経営体概要】

所在地：熊本県八代市

従業員：家族従業員5名、技能実習生8名

経営規模：4.3畝（メロン、トマト）

ポイント

- ☆充実した生活設備を提供

【受入れ経営体の取組等】

- ・平成18年から受入れ（中国より）
- ・労働時間を適正に管理するため、勤務表を実習実施者と実習生がそれぞれ記録し、給与支払い時にお互いで確認。
- ・寮を用意し、駐車場、自転車、冷蔵庫、炊飯器キッチン等の設備を整えている。
- ・1号実習生の基本給は約13万円。適度に残業もあり、2号修了時に約400万円を貯金して帰国するケースも。また、2号修了者が帰国する際にボーナスを支給。

【その他の取組】

- ・監理団体業務も行っているJA関係者等を役員とし、JA園芸部に所属する受入れ農家を構成員とする「技能実習生受入農家連絡会」を組織。必要に応じ構成員の地区の代表者を集め、実習に関する意見交換等を行う。連絡会での意見等は、監理団体の毎月の巡回時に農家へ共有。

中小企業連携組織対策推進事業

平成31年度予算額 6.7億円（6.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

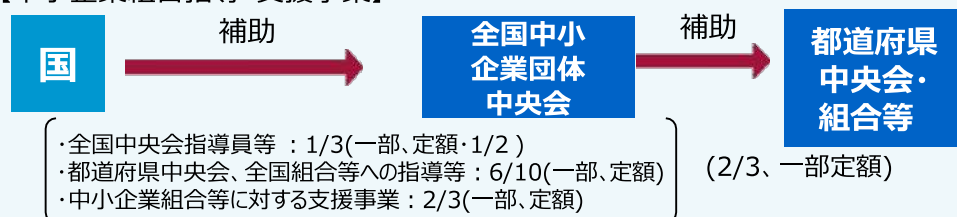
- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会を支援します。
- また、中小企業組合及び組合員が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を抱える組合をサポート（伴走型支援）して行う課題解決の取り組みを支援します。
- 更に、中小企業団体中央会が、外国人技能実習生の受入を行う組合に対して、受入事業が適正に実施されるように指導・支援します。

成果目標

- 中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- 外国人技能実習実施機関に対する労働基準監督機関による違反率を減少させることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

【中小企業組合指導・支援事業】



【外国人技能実習制度適正化事業】



事業イメージ

（1）中小企業組合指導・支援事業

- 全国中小企業団体中央会が行う中小企業組合の設立・運営指導に要する経費を補助します。
- 全国中小企業団体中央会が実施する都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等の経費を補助します。
- 中小企業組合及び組合員等が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を解決したい組合等を積極的にサポート（伴奏型支援）して、マニュアルの策定や販路開拓等の取り組みを行うために必要な経費を補助します。また、取引力等を強化する取り組みに対し必要な経費を補助します。

【取組事例】

ニーズを的確に捉えたりリニューアルで、売上、客数共にアップ（協同組合南三陸ショッピングセンター）

- 施設のリニューアルに際して、他の先進事例や顧客満足度の調査・研究を実施、その結果を取り入れたリニューアル計画を策定。
- 顧客ニーズや地域の実情を捉え、消費者目線でリニューアルを実施した結果、売上高は前年比110%、客数は前年比115%に増加。

【募集期間】

〈一次募集〉
4/1～5/7

〈二次募集〉
5/8～7/1

* 締切ごとに審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります。

（2）外国人技能実習制度適正化事業

- 外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に必要な経費を補助します。

外国人技能実習制度 活用セミナー〈導入編〉

外国人労働者への関心がこれまでになく高まっている中、外国人技能実習制度を正しく理解し、事業所での活用のあり方を考えるためのセミナーを開催します。

日時

平成31年2月5日(火) 13:30~15:30

場所

新都心ビジネス交流プラザ 4階 A会議室
さいたま市中央区上落合2-3-2

定員

100名(先着順)

参加無料



埼玉県マスコット「コバトン」

プログラム

① 外国人技能実習制度について

講師 公益財団法人 国際研修協力機構 講習業務部業務課 課長 斎藤 環 氏

内容 外国人技能実習制度の概要や、実習生を受け入れる際の留意点などについてお話しします。

② 県内事業所における受け入れ事例の発表

講師 吉野電化工業株式会社 専務取締役 吉野 正洋 氏
特別養護老人ホームしらさぎ 教育研修担当 松平 一貴 氏

内容 実際に外国人技能実習生の受け入れを行っている事業所の方から、受け入れの現状や、参加者の皆様への助言などについてお話しします。

③ 埼玉県からのお知らせ

当セミナー〈実務編〉を3月19日(火)に開催予定です(会場:大宮ソニックシティ)。是非ご参加ください。

事例発表事業所の紹介

吉野電化工業株式会社

1935年（昭和10年）創立。「新技術の開発・人材育成・地元への貢献」をモットーとし、「ものづくり屋の魂」を常に忘れることなく、めっき業一筋に取り組む。最近は自動車エンジンの燃費向上や航空機産業への参入などの新分野にも力を注いでいる。

社会福祉法人 城南会（特別養護老人ホームしらさぎ）

平成12年設立。「特別養護老人ホームしらさぎ」などの施設運営により高齢者福祉事業を行っている。高齢者が「人間として生きる喜び」、「心の豊かな生活」の実現ができるよう心の通ったサービスを目指している。

申込方法

下記の申込書により送っていただくか、必要事項を記載してEメールでお申し込みください。

申込先（お問い合わせ）

埼玉県産業労働部産業人材育成課
 住所：〒330-9301
 さいたま市浦和区高砂3-15-1
 TEL：048-830-4602
 FAX：048-830-4853
 Eメール：a4590-02@pref.saitama.lg.jp

申込期限

平成31年1月31日（木）

◆定員になり次第、締め切らせていただきます。

会場地図

※会場には公共交通機関でお越しください。



外国人技能実習制度活用セミナー 参加申込書

F A X : 048-830-4853

Eメール : a4590-02@pref.saitama.lg.jp

企業/団体名		
所在地		
連絡先	電話番号	
	Eメールアドレス	
	御担当者	

	所属・役職	氏名	備考
1			
2			
3			

※個人情報は、本セミナー以外の目的では使用しません。



コバトン さいたまっち

外国人技能実習制度 活用セミナー<実践編>

日時 平成31年3月19日(火) 13:30~15:15

場所 大宮ソニックシティビル 6階603会議室

定員 100人(先着順) 費用 無料

講師 (公財)国際研修協力機構 実習支援部相談課 課長代理 岡村 陽子 氏

内容 「実習生受入の留意点及び今後の外国人材活用の見通し」

受入に当たっての必要な手順やワークルール教育、4月から始まる新たな外国人労働者の制度に関する情報などをお話します。

申込方法

下記の申込書をFAXで送っていただくか、必要事項を記載してEメールでお申し込みください(期限:平成31年3月8日(金))。 ※申し込みが定員に達した場合は、その時点で受付を締め切ります。

お問合せ

埼玉県産業労働部産業人材育成課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話:048-830-4602
FAX及びメールアドレスは下記参照

会場案内

※公共交通機関でお越しください



外国人技能実習制度活用セミナー実践編 参加申込書

FAX: 048-830-4853 Eメール: a4590-02@pref.saitama.lg.jp

企業/団体名	ふりがな			
所在地				
連絡先	御担当者		TEL	
	Eメールアドレス			
参加者	所属・役職		氏名	

※個人情報、本セミナー以外の目的では使用しません。

県内企業・団体の皆さまへ
外国人材の受入れに関するご相談をお受けします！



新潟県外国人材受入サポートセンター

専門的知識を持つ相談員（行政書士）が
外国人材の受入れをお考えの中小企業等の
皆様のご相談に対応いたします！

相談無料

秘密厳守

例えば、このようなお悩みはありませんか？

「技術・人文知識・
国際業務」の在留資格
に該当するのはどの
ような場合なのだ
ろうか？

外国人材を雇用した
いが、どのような在
留資格が必要なのだ
ろうか？

外国人留学生を採用
する場合、注意すべ
き点は何だろうか？

外国人技能実習生
を受け入れたいが、
どうすれば良いの
だろうか？

※ご相談の内容によって、他の相談機関等をご案内することがあります。

まずは、お気軽にご相談ください！

TEL 025-282-5548 / FAX 025-282-5549

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11階

受付時間 10:00～17:00 ※来所相談の最終受付は16:00まで
(土日・祝日・年末年始を除く)

本事業は、新潟県が新潟県行政書士会に委託し実施しています。

「外国人材の受入れに関するアンケート調査」について

1. 調査概要

(1) 調査目的

新潟県外国人材受入サポートセンターの業務に役立てるため、県内企業の外国人材受入ニーズを概括的に把握

(2) 調査対象

「特定技能」の在留資格を得た外国人材の受入れが可能な7つの特定産業分野※に関連する業種のうち県内に本社がある企業

※農業・漁業、建設、製造業、宿泊・外食業、介護、自動車整備、ビルクリーニング

※2,000社を抽出し、うち992社が回答（回収率49.6%）

(3) 調査期間 平成31年2月26日～3月8日

(4) 調査方法 郵送によるアンケート調査

2. 調査結果のポイント

- 現在の人員の充足状況について「やや不足している」「不足している」と回答した企業は65.5%
 - 〔・業種別では、建設業において「やや不足している」と「不足している」と回答した企業を合わせると73.7%と他の業種と比べて高い
- 外国人材の雇用経験がある企業は25.9%、雇用経験がない企業は73.6%
 - 〔・業種別では、「現在雇用している」と回答した企業は、製造業で27.2%、建設業で6.6%、「雇用したことがない」と回答した企業は、建設業で84.8%
- 外国人材の雇用に前向きな方針の企業は34.1%、「外国人材の雇用を中止したい」「雇用するつもりはない」との方針の企業は36.9%
 - 〔・建設業において、外国人材を現在雇用しておらず今後も「雇用するつもりはない」と回答した企業が44.5%と他の業種と比べて高い
 - 〔・宿泊業・飲食サービス業において、外国人材を現在雇用していないが「条件が合えば雇用してもよい」と回答した企業が27.4%と他の業種と比べて高い

外国人材活用強化・多文化共生事業

- ・国は出入国管理及び難民認定法の一部改正により、4月から新たな在留資格として「特定技能」を創設。
- ・今後5年間で最大約34万5千人の特定技能外国人が国内で働く見込み。

事業の内容 (H31年度予算額：40,240千円)

1 「とちぎ外国人材活用促進協議会」の設置・運営

県内企業による外国人材の活用を促進するとともに、それに伴い発生する諸課題に対応するため、企業や関係団体等で構成する協議会を設立し、運営する。

- (1) 設立総会 令和元(2019)年6月3日(月)
- (2) 会 員 県内の企業や事業者、関係団体、市町、国際交流協会、弁護士、行政書士、教育機関、金融機関等
- (3) 部 会 製造業、農業、建設業、介護、サービス業の5つ

2 グローバル人材確保支援事業

海外展開等を目指す県内中小企業と県内外の外国人留学生や海外の大学生とのマッチングを図るための説明会等を開催する。

- (1) 県内合同企業説明会 (宇都宮市) 時期等未定
- (2) 都内 " (新宿区) 6月26日(水)新宿NSビルにて開催
- (3) 海外 " (ベトナム) 時期等未定
- (4) 企業向け外国人材採用セミナー 時期等未定 (県内で開催)

3 人手不足解消支援事業

外国人労働者を雇用しようとする企業や技能実習生監理団体等を対象として、外国人労働者の適切な活用等に関するセミナーを開催する。

※ 「とちぎ外国人材活用促進協議会」の部会と連携して実施する。

4 技能実習生等に対応した受入体制整備事業

- (1) 「とちぎ外国人相談サポートセンター」の設置・運営
- (2) 企業からの相談窓口の設置・運営
- (3) 多言語避難カードの作成
- (4) 外国人材コーディネーターの配置

取組内容

人材面で企業等を支える

グローバル人材の確保

- ・合同企業説明会の開催 (県内、都内、ベトナム)
- ・企業向け説明会の開催

人手不足解消支援

- ・技能実習や特定技能等に関するセミナーの開催

多文化共生の推進

技能実習や特定技能等に対応した受入体制の整備

- ・「とちぎ外国人相談サポートセンター」の開設
- ・企業向け相談窓口の開設
- ・多言語による防災情報の提供

とちぎ外国人材活用促進協議会

企業等(製造業、農業、建設業、介護、サービス業等)によるプラットフォーム

市町、教育委員会、国際交流協会、栃木労働局等の関係機関や企業等との連携の下、外国人材の適切な活用のための諸課題について検討し、情報を共有することにより、県内企業等の適切な受入れを支援する。



とちぎ国際交流センター



公益財団法人 栃木県国際交流協会
Tochigi International Association

主催：栃木県、公益財団法人栃木県国際交流協会

企業向け外国人材雇用等相談窓口

※対象は、外国人を雇用している、または雇用しようとする県内の企業や事業者等です。

無料です

外国人を雇用する際の注意点は？

在留資格の変更に必要な手続きが必要？ 入国管理って何？

ビザの取得って何？ 技能実習生の受入は？「特定技能」で受入は？

外国人の労務管理はどうすればいいの？ グローバル人材(留学生、在住外国人)の活用は？

お気軽にご相談ください!!

外国人材の雇用等のご相談に弁護士や行政書士が対応いたします

定例相談日時 ※事前にお電話で予約ください。相談は無料です。

- 弁護士による法律相談 毎月第3木曜(祝日の場合は第4木曜) 14:00~16:00
- 行政書士による在留資格・ビザ相談 毎月第3木曜(祝日の場合は第4木曜) 10:00~12:00

■相談窓口へのお問い合わせ
公益財団法人栃木県国際交流協会
Tochigi International Association (TIA)
TEL 028-621-0777

とちぎ国際交流センター内
〒320-0035 宇都宮市本町 9-14
開館時間：9:00~17:00 休館日：日曜・月曜・祝日

【相談場所】とちぎ国際交流センター

●駐車台数に限りがあります。公共交通機関の利用にご協力下さい。
●車行前15分から徒歩5分 実業大学駅から徒歩5分